

ガーナにおけるココア農業 の拡大と農民の金融的従属

は
細
み
見
し
ん
真
や
也

はじめに

I 奴隷貿易と伝統社会の変容

1. 消費パターンの変化——消費先行型経済
2. 専門的商人の発生
3. 土地所有制度

II ココア農業の移入とその拡大

1. 植民地政府の奨励策
2. 教育の問題
3. ココア農民の移動

III ココア農民の金融的従属

結 語

は じ め に

アフリカ諸国のみならず、世界の低開発国の多くが1次産品の輸出モノカルチュア経済であることは、すでに周知のとおりである。アフリカ大陸の西部沿岸に位置するガーナも、ココアの輸出モノカルチュア経済であって、いまや世界の総ココア輸出量の40%を占めて文字どおり世界最大のココア生産・輸出国となっている。その輸出額は、1960年には7500万ポンド(約750億円)を記録し、国民総生産の16%を占めた。そして、1964年3月現在、ココアの総作付面積は422万2000エーカー(約171万1000ヘクタール)におよび、有業人口のおよそ30%にあたる52万2000人の農民がココア栽培に従事していたのである。

そこで小稿においては、今日のガーナ経済の中心となっているココア農業が、どのようにして国民経済の中に定着してきたのかをみようとするも

のである。それは、ゴールド・コーストの伝統的な農村経済がココアという新たな商品作物をどのように受け止め、いかなる条件によってココア栽培が拡大されていったのかを観察することにほかならない。

なお小稿は、筆者がこれまでに発表した論文の中から、特につぎの3編を選んで訂正、補筆したものであることを断わっておきたい。

1. 「ガーナにおける慣習的土地制度の変容」(『東洋学術研究』、東洋哲学研究所、1967年5、6月号)。
2. 「アフリカ農業の近代化に関する試論」(『アフリカ研究』、日本アフリカ学会、第6号、1968年4月)。
3. 「奴隷貿易と経済自立の接点」(『アジア経済』、第9巻第5号)。

I 奴隷貿易と伝統社会の変容

西アフリカのゴールド・コースト(現在のガーナ)をはじめ、コート・ジボアール、ダホメー、ナイジェリアなどのギニア湾沿岸の地域がヨーロッパ諸国と最初の接触を持ったのは、おそらく14~15世紀ころであったと考えられている。その接触は社会的、文化的、あるいは政治的な側面におけるものではなく、経済的関係におけるものであった。そして、それはその後の経済発展に対して重大な影響を与えることになった。

その接触とは奴隷と「金」を対象とする交易であった。すなわち、当時のゴールド・コースト沿岸地方にポルトガル、フランス、イギリス、オランダ、スウェーデン、デンマーク、およびブランデンブルク人などが来航したのは、奴隷や金などの産物とヨーロッパの商品とを交換する取引を行なうのが目的であったとされているのである。そして、ゴールド・コースト沿岸地方での奴隷貿易にかぎっていえば、それは1807年にイギリス議会在奴隷貿易の廃止を決議するまでは公然と行なわれ、その後も40～50年間はひそかに続けられてきたといわれている。このようにして、およそ400年の長きにわたって行なわれた奴隷貿易が、良きにつけ悪しきにつけてもギニア湾沿岸のアフリカの伝統的社会経済に対して、抜き難い影響を与えてきたことは容易に推測される。

1. 消費パターンの変化——消費先行型経済

遠く14～15世紀頃からはじめられた奴隷や金の貿易によって、当時の西アフリカ、なかんずくゴールド・コーストの伝統社会にもたらされたものの一つは消費水準の高度化である。

アフリカの伝統社会は、一方において数千万人にもおよぶ多数の人間を奴隷として輸出することによって良質の労働力を失い、他方では綿製品、金属製品、酒・タバコ、あるいは首飾りなどの消費物資をヨーロッパ諸国から輸入した。

この結果、アフリカの伝統的な農業社会では農業の生産力は大幅に低下し、同時に当時のアフリカ社会においてすでに萌芽的に存在していた伝統的な織物、金属加工、あるいは醸造などの幼稚産業はヨーロッパ製の各種商品の輸入によってしだいに衰退していったのである。そして、代わりにヨーロッパ諸国から輸入された消費物資がアフリカ人の消費生活の中に取り入れられるようになっていった。

ていった。

奴隷や金などの輸出が開始された当初、それを支配していたものは強大な部族の首長や長老、あるいは呪術師などであったから、ヨーロッパ各国から輸入される消費物資のほとんどはかれらの消費生活を満たすにすぎないものであった。その意味において、アフリカの伝統社会が全体としてその消費水準を急速に高度化したとみることはできないものがある。しかし、つぎに述べるように、奴隷貿易の拡大にともなってヨーロッパとの貿易を専門的に仲介するアフリカ人の商人が生まれるにつれて、ヨーロッパ産の各種商品の市場はいちだんと拡大し、アフリカ社会は全体としてその消費水準を大幅に上昇させていったと考えることができるのである。

このようにして、ゴールド・コースト沿岸地方での奴隷貿易が拡大するとともに、伝統的な農業社会における農業の生産力は低下し、すでに萌芽的に存在していた各種の伝統的な工芸技術や幼稚産業もしだいに衰退していった。これに対して、奴隷貿易の本格化につれてヨーロッパ各国から輸入される商品はその数量と種類を増しつつ、アフリカ社会の消費水準を高めていったのである。

農業をはじめとする生産力全般の低下ないし後退とは対照的に、消費水準が高度化していった点から、当時のアフリカの伝統的な農業社会は消費先行型の経済に移行しつつあったと考えられるのである。

2. 専門的商人の発生

奴隷や金の貿易がゴールド・コーストの伝統社会に与えた重大なインパクトの第2は、多数のアフリカ人の商人層を生みだした点にある。

当時の西アフリカ各地において、ヨーロッパの諸勢力はいまだ領土の主権を確立するにはいたっ

ておらず、そのためギニア湾沿岸から内陸部への通商路なども危険が多く、ヨーロッパ系貿易商の通商圏は著しく制限されていた。このような事情から、当時のゴールド・コースト地方においても他のギニア湾沿岸地域のばあいと同様に、アフリカ人の貿易仲介商人が必要であるとされていたのであり、奴隷貿易が拡大するとともにその必要性もしだいに高まっていったのである。

しかし、アフリカ人の貿易仲介商人は突如として発生したのではなく、奴隷貿易が開始された当初においては、首長や長老たちがかれらの支配下にある農民を適宜選んで、沿岸地方への奴隷の輸送などにあたらせていたのである。

ところが、中小の部族社会の群雄割拠の時代がすぎで、少数の強大な首長制国家が成立するようになるとともに、奴隷貿易もその規模が拡大され、それまでに行なわれてきた一部の家臣（農民）による副業的な貿易の仲介は、専門的な仲介へと転化していったのである。

そして、ガーリック (P. C. Garlick) ^(註1) の指摘するところによれば、奴隷貿易の最盛期を迎えたゴールド・コースト中部のアシャンティ地方には、輸出商品としての奴隷を捕捉することを専門とするザンブラマ族 (Zambrama) と、かれらから奴隷を買ってそれをヨーロッパ系の奴隷商に売り渡すことを専業とするアキム族 (Akim) やクワフ族 (Kwahu) などの仲買商人が形成されていた。

このようにして、アフリカの伝統的社会の中から専門的な仲買商人が出現し、かれらの商業活動の規模と範囲が拡大すればするだけ、かれらが奴隷との引き換えで搬入してくるヨーロッパ製の各種消費物資の市場は拡大されなければならない。しかるに、農産物の商品生産がほとんど行なわれていない当時のゴールド・コーストの伝統社

会では、それらの仲買商人が移入するヨーロッパ製商品に対する需要はいまだそれほど大きなものではなかった。そこで、仲買商人たちは伝統的農村においてヨーロッパの各種商品に対する需要を喚起し、その販路を拡大するために、農家の婦女子を受け取る代わりに商品を手渡すという方法を採用してきたのである。

このような取引の慣習が、どれほどの規模で行なわれ、その結果、伝統農村におけるヨーロッパ製商品への需要がどの程度まで拡大したのかについては、ほとんど明らかにはされていない。しかし、当時のゴールド・コーストにおいて、土地所有権の譲渡が認められていなかったことを考えるとき、仲買商人としては土地に抵当権を設定して輸入商品を売り渡すことはできず、上述のような婦女子との交換でヨーロッパの商品の販路を拡大すること以外になかったのである。

このようにして、仲買商人たちは一方でヨーロッパ系商人から買い入れた各種商品をアフリカの伝統社会で売りさばき、それらの商品と交換に受け取った婦女子を奴隷としてヨーロッパ諸国などへ売り渡してきたのである。

これまでの叙述から、ゴールド・コーストにおける奴隷貿易の拡大とともに専門的な仲買商人が出現し、それがアフリカの伝統社会における消費パターンを変容させるとともに、その消費水準も高めてきたことが明らかとなった。このような消費水準の上昇は、伝統的な自給自足農業における生産力の増大をとまわずに行なわれた点からみて、それはゴールド・コーストの農村経済を消費先行型へ向かわせる役割を果たすものであったといわなければならないのである。

3. 土地所有制度

就業人口の圧倒的部分が、農業を中心とする第

1次産業に置かれてきたアフリカ諸国において、土地がきわめて重要な意味を持ちつづけてきたことは容易に理解することができる。その重要性とは、土地は遠い祖先から受け継いだ神聖な財産であり、生存のために必要な食糧をもたらしてくれると考えられていたことを意味している。このような土地に対するほとんど宗教的ともいえる愛着や祖霊祭祀の共通性は、アフリカ大陸、なかんずく西アフリカ各地において観察されている特徴の一つである。しかし、そのように伝統的な土地に対するアフリカ人の宗教的認識もしだいに変化していったのである。

従来からゴールド・コーストにおいて呪術師(fetish priest)は、司法、立法、および行政の全権を掌握し、加えて祖霊祭祀の祭主としての威信をも併せ持っていた。それがしだいに変容して、宗教的な祖霊祭祀の祭主としての機能だけを呪術師の手中に残し、司法権をはじめとする諸権力は首長と長老会を中心とする首長制のもとへ移行したのである。そして、それまでは呪術師のもとに置かれていた土地受託人(trustee)としての管理機能も首長制へ移管されたのである。

このようにゴールド・コーストの部族社会において、それまでは原始宗教の祭主たる呪術師のもとに置かれていた土地の管理権が首長制へ分化して移行されたことは、きわめて重要な意味をもつといわなければならない。なぜなら、そのようにして行なわれた土地管理権の移転が、土地に対する宗教的価値観からアフリカ人を解放するための契機となったと考えられるからなのである。

すなわち、土地管理権が呪術師の手から離れて首長制のもとへ移行したことによって、一つの首長制のもとで管理される土地は、(1)首長が直接占有している「直轄領」ともいふべき“Stool land”、

(2)この首長制を構成するそれぞれの氏族(clan)または拡大家族の族長(headman of extended family)が管理する“family land”、および(3)当該首長制のすべての構成員が入会権を所有する“waste land”または“unoccupied land”などの三つの形態に分化されたのである^(註2)。

そして、このうちの“Stool land”に関しては、その売却や賃貸を行なうにあたって首長は、当該部族の長老に承諾を求めなければならず、首長はあくまでも「単なる管理者」にすぎないのであるから、かれはその“Stool land”を私有財産であるかのように自由に処分することはできなかったのである。

かりに、首長によって“Stool land”の一部が売却または賃貸などの方法によって処分されたばあい、その結果取得された収入はその首長の勢力を顕示するための祭事などの支出にあてなければならないとされているのである。

しかし、ヨーロッパ系の鉱山会社が本格的な金の採掘を開始する1870～80年までは、ゴールド・コーストにおける土地に対する需要はほとんどみられなかった。そして、1人のフランス人の金採掘業者がゴールド・コースト西部のタルクワ(Tarkwa)において採金活動を開始した1877年以降、首長制にもとづく土地所有制度は大きな転換期にはいったのである。当時、一部の首長たちのあいだには、ヨーロッパ系採鉱業者に「採掘権」(mining concession)を譲渡することに根強い反対があったが、多くの首長は「採掘権」の譲渡によって得られる財政収入の増加に魅力を感じていたといわれている。

一方、当時のゴールド・コーストではイギリス植民地政府は沿岸の一部地域に対してのみ主権を行使しうるにすぎない状態にあったため、ヨーロ

ツパ系の採鉱業者が首長から「採掘権」の譲渡を受けることは、土地に対するヨーロッパ勢力の主権を拡張するものであるとの考えから、これをおおいに歓迎していたのである。

この結果、1880年頃から首長たちは広範に「採掘権」の譲渡をはじめたのであるが、土地面積や境界線などの調査や登記は行なわれていなかったため、譲渡をめぐって大きな混乱が生じた。そこで、植民地政府は1894年に「律令」(Ordinance)を布告して未利用の土地と鉱業権に対する主権の確立を図ったが首長たちの反対によって成功しなかった。

この失敗にもかかわらず、イギリス植民地政府はゴールド・コーストにおける土地所有権の獲得に執着したが、「原住民権利保護協会」(The Gold Coast Aborigines' Rights Protection Society)などによる組織的な反対があったにもかかわらず一つの「採掘権」は5平方マイル以上の土地にはおよばないという「租借権法」(The Concessions Ordinance)を1900年に制定した。

この法律にもとづいて、ゴールド・コーストの南部沿岸地方では1901年から1911年までの10年間に総面積879平方マイルの土地についての採掘権が譲渡され、さらに中部のアシャンティ地方では、1897年から1911年までのあいだに合計408.5平方マイルの土地の採掘権が同じく譲渡されたのである。

一方、19世紀後半のゴールド・コースト南部各地においては、首長の多くの者は、そのような土地への需要に対して土地を売り渡したいと希望したのであったが、それはかれらのかかえている多額の負債を返却する必要に迫られていたからであった。

では、そのような首長の負債は、どのような事

情によって発生したのであろうか。

その第1の原因は、植民地政府によって実施された租税政策にあると考えられる。すなわち、1850年頃のゴールド・コースト植民地政府の財政収入の規模はきわめて小さく、そのため道路、学校、病院などの建設はもちろん、裁判所などの司法機関の整備・拡充も思うにまかせない状態であった。そこで、財政収入を拡大するために「人頭税」を徴収することが1852年に布告されたのである。この人頭税は、首長の管理のもとで徴収員を選出して徴税され、各首長は、税収の中から手当を支給される仕組になっていた。このような政策はそれ自体、植民地政府の財政収入の拡大をもたらすものであったし、各首長を政府の傭員とすることによって、いわゆる間接統治を実施する意味を持つものであった。しかし、当時、原住民の大部分ははまだ商品作物の本格的な生産を行なっておらず、そのため農民の担税力はきわめて低いものであったと思われる。そこで、人頭税の相当部分は首長や長老、あるいは各族長などの負担によって支払われ、そのため首長たちは多額の負債をかかえることになったのである。

第2には、土地採掘権の譲渡に関して発生しつつあった訴訟のための費用を挙げることができる^(注3)。さきに指摘したように、ヨーロッパ系採鉱業者に対する土地採掘権の譲渡は、当該土地の面積や境界などが不明確であったため多くの混乱を生むことになったのであるが、それはアフリカ人首長相互の占有権の主張をめぐる訴訟事件を多発させる原因となった。この種の訴訟に関して首長が負担した費用は、ときには数千ポンドにも達するものもあったし、解決するまでに数十年を要したものもあったことも指摘されている。このような訴訟事件によって首長が多額の負債を持つよう

になったことは事実である。

1900年に制定された「租借権法」^(注4)は、上述した首長たちの負債を解消する一つの道を開くものであったと考えることができよう。そして、この租借権法によれば、首長がその“Stool land”の租借権を譲渡するばあい受け取ることのできる租借料はつぎのように決められていた。

すなわち、その土地が採鉱地として譲渡されるばあいには、頭金は平方マイル当たり100ポンドで、その後毎年支払われる地代は平方マイル当たり25ポンドであった。これに対し、土地が農地として譲渡されるばあいには、頭金は50ポンド、地代は25ポンドとされたのである。

そして、この租借権法は譲渡される土地面積の上限を、採鉱地については5平方マイル、農地については20平方マイルと制限したのである。したがって、かりに限度いっぱいの規模で土地譲渡が行なわれるとすれば、採鉱地の譲渡によって首長が受け取ることのできる頭金は500ポンドにすぎないが、農地の租借権譲渡によって首長は1000ポンドもの頭金を受け取ることができたのである。この事情からみて、農地が20平方マイルという限度いっぱいの規模で譲渡されるという条件が土地の需要者側にあるとすれば、首長たちは、むしろそのような農地の租借権譲渡のほうによりいっそう積極的な態度をとることになったと考えることができるのである。

これまでのやや長きにわたった叙述を整理して、つぎのようにいうことができる。

ゴールド・コーストにおいては14～15世紀頃から奴隷貿易がはじめられたが、それが本格化するにもなって、奴隷の輸出とヨーロッパ製商品の輸入に従事する専門的な仲介商人の出現をみ、伝統農村では消費水準が農業の生産力水準の停滞と

は対照的に高度化されるといういわゆる消費先行型経済へと進んでいった。

ついで、19世紀前半に奴隷貿易が実質的にも消滅するとともに、ヨーロッパ系の採金業者の進出がはじまり、アフリカ人首長のあいだには採鉱地を譲渡するものがしだいに増えていった。しかし、土地の面積や境界についての登記慣習がなかったため首長のあいだでは土地をめぐる訴訟(紛争)が続発し、そのための費用は巨額なものとなり、負債を招くにいたったのである。他方、しだいに勢力を拡大しつつあったイギリスの植民地政府は人頭税などの税制を施行したが、原住民の担税力は弱く、そのため徴税機構の末端にあった各首長は納税を代行せざるをえず、それが首長の負債をもたらしたのである。

そこで、増加する首長の負債を解消し、同時に未利用地の活用などを目的として植民地政府は1900年に租借権法を制定したのである。

これにより土地の所有権は別としても、その租借権はこれを譲渡することが公式に認められたのである。

(注1) Peter C. Garlick, “The Development of Kwahu Business Enterprise in Ghana since 1874—,” *Journal of African History*, Vol. VIII, No. 3 (1967), pp. 465~466.

(注2) ゴールド・コーストの伝統的な土地所有形態は、必ずしもこのように明確に三つの形態に分けることはできないが、ここでは、主としてつぎの報告書にもとづいて分類することにした。*Report upon the Customs Relating to the Tenure of Land on the Gold Coast* (London, 1895).

(注3) *Report on the Legislation Governing the Alienation of Native Lands in the Gold Coast Colony and Ashanti* (London, 1912), p. 10. Lord Hailey, *An African Survey* (1957), p. 793.

(注4) D. Kimble, *A Political History of Ghana 1850-1928* (London, 1963), pp. 355~357.

II ココア農業の移入とその拡大

ゴールド・コーストにおけるココア栽培がいつ頃から開始されたのかについては、必ずしも明らかではない。知られていることは首都アクラの北方およそ40キロに位置するアクワピン丘陵地域 (Akwapim Ridge) のマンボン (Mampong) において、1879年にはすでにココアの苗木栽培が行われていたという事実である。

しかし、1870年代にこの地方へココア栽培が移入される以前、オイル・パームやゴムなどの商品作物がすでに生産されていたのである。そして、1820年頃には小規模ながらパーム・オイルの輸出が行なわれたことが記録されている。

この事実は、遠く14~15世紀頃に始められた奴隷貿易によって、この地方の農村経済が消費先行型の傾向を強めていたこと、その結果、19世紀初

頭から中頃にかけて奴隷貿易廃止への動きが起こると並行して、オイル・パームやゴムなどの輸向け商品作物への生産転換がなされたことを示している。

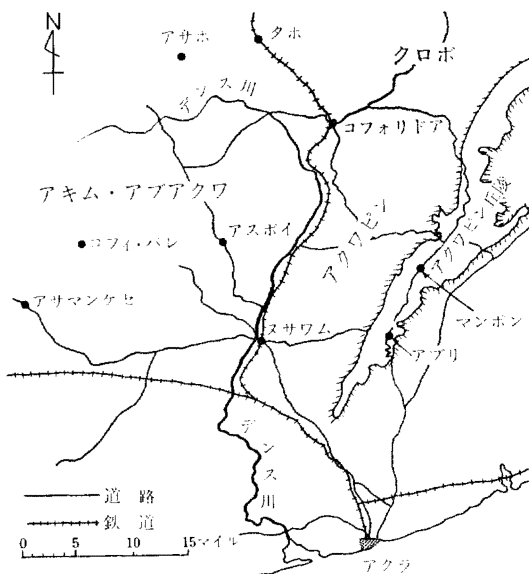
つまり、この地方においては奴隷貿易廃止の気運が高まり、1807年にイギリス政府によってその廃止令が制定されるにおよび、それまでのあいだ維持してきた生活水準を下げないために、奴隷貿易に代わるべき有利な商品作物が探し求められていたのである。そのような社会経済環境のもとで、以下に述べるような植民地政府による栽培奨励策、あるいはパーム・オイル輸出価格の大幅な下落^(註1)などの事態に直面した農民たちが、ココアという新たな商品作物を栽培することになっていったのである。

1. 植民地政府の奨励策

ココア栽培をゴールド・コースト、なかんずくアクワピン丘陵地域の伝統的農村に定着させることに大きな貢献をしたのは、つぎの2人のイギリス人総督である。

その1人は、1886年から1895年までのあいだゴールド・コースト総督の任にあったグリフィス (Sir W. B. Griffith) である。かれは、ゴールド・コーストに着任する以前、1880年から1886年までのあいだナイジェリアの副総督を歴任したが、その在任中、かれは西アフリカのイギリス領植民地に新たな商品作物の栽培を奨励することに努力し、1882年にはナイジェリアの首都ラゴスにココア、コーヒー、ヴァニラなどを移入した。その後1886年にかれはゴールド・コースト総督に就任するやいなや、ただちに南米のトリニダードからココアを移入し、その種子を持ってアクワピン地方の大首長を訪ねてココア栽培の拡大に協力するよう要請したのである。さらに、かれはアクワピン

ガーナ南部のアクワピンおよびアキム地方略図



(出所) Polly Hill, *The Migrant Cocoa-Farmers of Southern Ghana: A Study in Rural Capitalism* (London, 1963), p. xvi.

丘陵の東北部に位置するクロボ地方の農民に対しても、1888年のアクロボンでの説明会の開催をはじめとして、各地においてココア栽培が有利であることを精力的に説明したのである。

このようなグリフィスによるココア栽培の奨励策は、1890年にアクワビン丘陵の一角にアブリ植物園 (Aburi Botanical Gardens) を開設したことによって、その政策を具体的かつ確実に施行する姿勢を示すことになった。すなわち、この植物園においてはココアやコーヒーなどの新しく移入された商品作物について、その品種改良、栽培技術の実験・研究はもとより、優良品種の苗木栽培や種子の採取も行ない、それらの成果を周辺の農民たちに普及させるとともに技術上の指導なども行なったのである。

グリフィスによって栽培を拡大させるための基盤がととのえられたのち、かれの後任の総督ホジソン (Sir F. A. Hodgson) によりこの国のココア栽培は輸出産業としての地歩を確立することになるのである。すなわち、ホジソンは、1898年にいたりアブリ植物園において、近郊農村の農民が栽培するココア豆をすべて買い上げる政策を発表した。そのばあい農民が受け取るココアの生産者価格は、ロンドン市場の取引価格のわずか50%程度にすぎなかったが、現金収入と即金支払とに農民たちは満足していたといわれている。

2. 教育の問題

これまで述べてきたところから明らかなようにアクワビン地域やクロボ地域の農民たちは、ココアという新たな商品作物がいかに利益の多いものであるかということを敏感に理解したのである。

それでは、そのような農民を生みだした背後にはどのような要因があったのであろうか。

そのうちの最も重要な要因の一つは「教育」で

ある。すなわち、この地方の原住民がゴールド・コーストにおいて最も早くからヨーロッパ流の学校教育と接触したこと、しかも、それがプロテスタントの長老教会派 (プレズビテリアン) の伝道活動を通じて行なわれたことは、かれら原住民を早くから実利的な経済生活へ向かわせる基盤を形成した点で大きな意味があったのである。

いわゆる「近代化」ないし「近代的社会の成立」が、テンニエスの指摘するようにゲマインシャフトからゲゼルシャフトへの移行、ないし利益社会的原理が共同社会的原理よりも優位を占めることを意味し、自覚的に目的を設定してある一定の価値基準にもとづいて行動する「経済人」(homo economicus) の出現がその前提条件であるとするなら、そのばあいに課せられる「教育」の役割はきわめて重要なものがある。

なぜなら、その伝統的共同社会において個人は個人として認識されず血縁的紐帯の中に埋没し、その存在が祖先崇拜と結合した首長制にもとづいて保障されているという現実に対し、「教育を受けた人間」は強い矛盾を感じるようになるからである。つまり、教育は血縁的紐帯に埋没することに価値をおかない人間の発生をうながすことができる。そして、かれらはその新しい価値基準にもとづいて行動することになる。

すでに19世紀後半頃には、アクワビン地方の原住民の一部のものが遠くナイジェリア、コンゴ、あるいは大西洋沿岸の諸島などへ「大工」、「鍛冶師」などの技能労働者として出稼ぎしていたという事実は、上述したような新しい価値基準を身につけた人間が存在していたことを明示するものであろう。

そして、これらの新しい価値基準を身につけたアクワビンやクロボ地域の農民たちは、パーム・

オイル輸出価格の大幅な低下という事態に直面して、ココアという新たな商品作物の栽培へ転向していったのである。

3. ココア農民の移動

これまで述べてきたような状況のもとで、アクワピン丘陵地域やクロボ地域におけるココア栽培は、しだいに定着していった。しかし、この地域では傾斜地が多く、ココアの栽培に適した土地は必ずしも多くはなかったため、1900年頃までには、ココア栽培に適した土地のほとんどすべてが開墾・作付けされたため、それ以上にココア栽培を拡大するためには、新たにアクワピン以外の地域で土地を探し求めなければならない状態にあった。

そこで、この地域の農民たちは故郷を遠く離れた地域で、ココア栽培を拡大するために競って土地を求めるようになったのである。

それが、ポリー・ヒル (Polly Hill) (註2) によって指摘されたアクワピン農民のアキム・アブワクア地域 (Akim Abwakwa) への移動である。

では、実際にどのような方法によってアクワピン農民の移動が行なわれたのであろうか。

ポリー・ヒルの調査によれば、二つの異なった方法によってアクワピン農民の移動が行なわれたといわれている。その一つは、主として母系的なアクワピン農民が採った血縁的な「氏族集団」(family group) (註3) による移動があり、もう一つは、父系的なアクワピン農民が友人や知人などによって組織する地縁的な色彩の濃い「同座」(company) とがあった。

まず、ポリー・ヒルによって明らかにされた「同座」制度は、ココア栽培に必要とする土地を買い求めたいと希望する農民が、友人や知人たちと一緒にになって作るグループであり、農作業を共同で

行なうなどの目的を持って作られるものではない。そこで、ひとたびココア農地の買上げという目的が達せられたときには、ただちに同座は解散してしまうのである。さらに、それぞれの同座には代表者(リーダー)がおり、かれは同座に参加しているメンバーから拠出資金を徴集することをおもな役目としており、それぞれのメンバーたちは各自が拠出した資金の価額に応じた面積の土地を代表者から配分される。ただし、この代表者は必ずしも首長ではなく、指導力や運営能力、あるいは正直であることなどの条件を満たす者であればだれでも代表者に選ばれるのであった。

これに対して、氏族集団は母系的なアクワピン地域の部族によって組織されるもので、構成員は互いに何らかの血縁関係を持っていたのである。

このように、アクワピン丘陵地域やクロボ地域

第1表 ナンケセ (Nankese) 地区で同座に譲渡された面積と価額(1906年現在)

同 座 名	土地面積 (エーカー)	価 額 (ポンド)
(1) Obomofo-Densua/Shai	560	600
(2) Adidiso/Amanokrom	732	1,000
(3) Boah/Akropong	163	200
(4) Shai/Nankese	596	672
(5) Ga/Mame	165	225
(6) Mamfe/Trayo	990	700

(出所) Polly Hill, p. 50.

第2表 氏族集団による土地の取得

氏 族 集 団 名	代 表 者 名	面 積 (エーカー)	取 得 時 期
(1) Sakyikrom	Naha Sakyi	—	1896
(2) Krabokese	兄弟4人	—	1909
(3) Akotuakrom	Sampson	357	1905
(4) Kofi Pare	Kofi Pare	1,152	1912
(5) Kwame	Kwame	—	1916
(6) Ahwerease	Agyiri Kwasi	—	1899
(7) Omenako	Omenako	486	1907
(8) Boah	従兄弟4人	163	1908
(9) Akropong/Bepoase	兄弟2人	380	—
(10) Dome/Amanokrom	—	294	—
(11) Dome/Aburi	—	62	—

(出所) Polly Hill, p. 78.

の農民たちは、同座または氏族集団などの組織を作ってアキム地方へ進出しココア栽培を拡大するのに必要な土地を求めていったのである。

このような方法によって、当時のアキム地方においてどの程度の規模の土地が譲渡されたのかについては、ポリー・ヒルが前掲の表によって明らかにしている(第1, 第2表)。

これらの表から明らかなことは、20世紀初頭のアキム地方においてアクワピン地域の農民に対して譲渡されたココア栽培のための農地が150エーカー以上というように、かなり大規模な単位であったことである。

このように、1件当たりの取引面積が大規模であったのは、つぎのような事情によるものと考えることができる。

それは、すでに述べたような1900年に制定された租借権法である。いうまでもなく、この法律は土地の用益権の譲渡を認めたものであったが、ここでは採掘権は1件について最高5平方マイルの土地面積、農地としての用益権の譲渡は最高20平方マイルまでの譲渡が認められていたのである。

つまり、この租借権法のもとにおいてアキム地方の首長は、制限規模いっぱいの土地についてその租借権を譲渡しようとするれば、採鉱地については500ポンド、農地については1000ポンドの頭金(一時金)を得ることができたのである。したがって、アキムの首長の側からは小規模な土地の租借権を譲渡する場合には採鉱地、大規模な土地については農地としての租借権を譲渡するのが有利であったといえよう。

すなわち、アキムの首長の立場からは、農地を細分化してその用益権を譲渡することがほとんど魅力のあるものとは考えられない状況にあったということである。

そこで、アクワピンの農民たちは、同座や氏族集団などの組織によって大規模な農地の用益権の譲渡を受けるよう行動したのではないだろうか。

このようにみれば、アクワピン農民たちが組織した同座や氏族集団などが、あくまでもココア農地を拡大するための一つ的手段にすぎなかったことを容易に理解することができる。

これまで述べてきたように、1870年代にはじめてアクワピン丘陵の一角に栽培されたココア豆は、この地域の農民の努力によってしだいにその生産を拡大していったのである。そして、1900年当時には全国でわずか1000トン程度のココア豆が生産されたにすぎなかったものが、1910年には2万トンを超え、1920年には実に12万トンにまで急速にその生産量を拡大していったのである。このような1910年代におけるココア生産量の大幅な拡大が、全国的な規模で行なわれ、特に西部地域における生産の伸びがいかに急激に行なわれたかは、つぎの表からも明らかである。

第3表 地方別のココア輸出量 (単位: トン)

	1910~14年	1915~19年	増 加 率 (%)
西部地方	6,547	22,125	338
中部地方	7,874	18,900	240
東部地方	26,514	55,462	209

(出所) S. La Anyane, *Ghana Agriculture* (London, 1963), p. 44.

これまでの叙述から明らかなように、ゴールド・コーストにおけるココア栽培が、20世紀の初頭において急速に拡大していった背景には、ココア栽培がはじめて移入されたアクワピン地域の農民たちが比較的早くから、ヨーロッパ流の実利経済の教育に接する環境に置かれていたこと、あるいは、1900年前後の数年間のあいだにパーム・オイルの輸出価格が大幅な低下を記録したことなどがあっ

た。加えて1900年に時の植民地政府によって制定された土地の租借権法は、比較的大規模な土地の用益権を譲渡することを促進することになったのである。

以上の叙述から明らかなように、20世紀初頭のゴールド・コースト南部において急速にココアの栽培が拡大したのは、アクワピン地域の農民がココア農地を求めて遠くアキム地方などへ移動していった結果であると考えることができる。

(注1) 19世紀末から20世紀初頭にかけて、ゴールド・コーストのアクワピン地方にココア栽培が定着・拡大していった背後にはパーム・オイル輸出価格の大幅な下落があった。

すなわち1000ガロン当たり84ポンドであった1884年の輸出価格は、1885年には75ポンド、86年には49ポンド、そして1887年には47ポンドへとこの4年間のあいだに44%もの大幅な低下を記録したのである。その後、1897年にいたってわずかに回復傾向をみせはじめて53ポンドまで上昇したものの、1902年は56ポンド、1907年になっても64ポンドにとどまり、1910年にいたってようやく79ポンドの水準に達したのであった。

このように、19世紀末から20世紀初頭にかけてパーム・オイルの輸出価格が低迷をつづけた結果、その輸出量は1884年の2万トンピークとして漸減傾向をたどり、1900年には1万7000トン、1910年には8216トン、そして1920年にはついに2530トンにまで激しく落ち込んでしまったのである。

このようにして、ゴールド・コーストのアクワピン丘陵地域やクロボ地域におけるオイル・パームの生産は、その輸出価格の大幅、かつ長期にわたる低下によって急速に衰退していった。そして、これらの地域ではオイル・パームに代わって新たにココアを栽培する農民が増加していったのである。

(注2) Polly Hill, *The Migrant Cocoa-Farmers of Southern Ghana: A Study in Rural Capitalism* (London, 1963).

(注3) 同一氏族の中からココア農地を買い求めたいという希望を持った者が集まって作った組織で、「同座」と同様な機能を持っていた。

III ココア農民の金融的従属

さきにわたくしは、アクワピン地方のココア農民がそのココア栽培を拡大する必要に迫られて、遠く故郷を離れてアキム地方にまで農地を求めて移動していったことを指摘した。そして、ココア栽培の拡大は奴隷貿易時代からの消費先行型の経済においては、かれらの消費水準を維持するためにこそ必要な方法であったこともすでに述べたとおりである。これは、つぎの事実からも明らかである。すなわち、1938年に公表された『ノウェル報告』(正式には *Report of the Commission on the Marketing of West African Cocoa*, London, 1938) においても指摘されているように、当時のゴールド・コースト南部のココア農民たちのあいだでは、すでに相当多くのものがヨーロッパ諸国などから輸入された魚、衣料品、酒・タバコなどを消費していたのである。さらに、当時のココア栽培農村においては、冠婚葬祭などにも多額の費用を支出していたともいわれている。

筆者のいう消費先行型の経済とは、『ノウェル報告』が指摘しているような日用必需品を高価な輸入商品で充足するというにかぎらず、冠婚葬祭のように非生産的な物に対して多額の支出がなされる状態を意味しているのである。その意味において、20世紀初頭のゴールド・コースト南部におけるココア栽培農村は、消費先行型の経済であったということができよう。しかし、この時代と奴隷貿易時代とは、おなじく消費先行型経済でもその内容には著しい相違があったといえる。

すなわち、奴隷貿易時代には、アフリカ人の奴隷仲介商人が消費先行型経済を支える中核となっていたのに対し、20世紀以降ではそれを支えてきたものがココア栽培農民であったのである。

かれら農民たちは遠く奴隷貿易時代に到達することができた高い消費水準を維持するために、ココアという商品作物を栽培するのが最も有利であると考えたのであった。なぜココア栽培のほうが他の商品作物の生産よりも有利であったのかということについては、第1にききにも指摘したように、1900年を境としてそれまで生産していたパーム・オイルの輸出価格が大幅に低下したことで、第2にはパーム・オイルの場合には農村段階で搾油しなければならないのに対し、ココア豆はいわゆる1次加工のためにほとんど設備投資をすることが必要でなく、複雑な加工を行わずに輸出することができたという事情があったためであると考えられる。

さらに最も重要なことは、ココア豆は古くから国際的な投機の対象商品とされ、ヨーロッパ系の貿易商社が競ってココア豆の買付けを行っていたという事情がある。しかも、それらヨーロッパ系の大手の貿易商社は、きわめて多数のココア仲買人を雇ってココア豆の買付けにあたらせると同時に、他の同業商社とのココア買付け競争に勝つため生産者農民に各種の有利な条件を提供していたのである。

その一つは、ココア豆の青田買いであった。周知のように、ココア豆の収穫期は普通年2回であるが、ゴールド・コーストにおいては10～12月頃までが主収穫期になっている。そのため、ココア農家では収穫期には多額の現金収入を得ることができるが、端境期の7～10月頃までは農業収入を期待することがむずかしいのが普通なのである。しかも、農民のあいだには農業収入の途絶する端境期に備えて貯蓄するなどという思想や慣習はほとんどなかった。

このような農家経済の事情があったため、ココ

ア仲買商人によるココア豆の青田買いはきわめて急速に普及し一般化していったのである。そして、この青田売りの普及により、ココア農民は比較的安直に現金を取得して、かれの消費欲を満足することができたし、一方ココア仲買人は他の同業者を排除して、特定の農民とのあいだにココア豆買付けのルートを確保することができたのである。

このようにして農民は比較的容易に現金収入を得ることができたのであるが、その青田売りの普及は、同時にココア農民が仲買人に対して金融的な従属をしだいに強めることをも意味していたのである。

なぜなら、ココア豆の収穫量は自然条件や病虫害によってきわめて大きく変動するものであり、そのため、青田売りの時点において予想したよりも大幅に収量が減少したとすれば、農民は仲買人に対して負債したことになる、その負債を返済するために再度にわたってかれはココアの青田売りを行わなければならないのである。さらにまた、ココア豆の国際価格はきわめて激しい変動の歴史をたどってきたのであり、価格変動の予測能力を持たない一般のココア農民は仲買人への青田売りに際して、非常に不利な立場に置かれてきたと考えられる。

ココア豆の青田売買という慣行は、農民の一時的な欲望を満たすことはできた。しかし、このようにしてココア豆の青田売買の慣行が一般化するにともない、多くのココア栽培農民は少なからぬ負債をかかえて仲買商人や高利貸商人などに対する金融的従属の度をしだいに強めていったのである。

1938年に発表された『ノウェル報告』は、上述のようなココア農民の金融的従属を改善するために、ココア豆の流通機構から仲買商人などを排除

して国家による独占的な買付機関を設置すべきであることをイギリス政府当局に提案したのであった。その後、第2次世界大戦のために多少の曲折はあったが、1947年には「ココア・マーケティング・ボード」(Gold Coast Cocoa Marketing Board)が設置され、ボードの発行するライセンスを持つ業者だけがココアの仲買業務を行なうようになった。

しかしながら、1950年代の後半にいたっても、ココア農民の多くは依然として仲買商人や高利貸商人に対する金融的な従属関係に置かれていたのである。

すなわち、つぎの第4および第5表からも明らかのように、ココア農民が新たに借入金を受けるばあいの借入先はその50%以上がココアの仲買商人や高利貸商人であり、しかも、ココア豆を担保と

第4表 ココア農民の負債 (I) (単位: シリング)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計(3)
担 保 物 件							
土 地	5.5	—	2.2	6.7	4.8	0.1	19.3 (17.0)
ココア豆(1)	7.9	6.7	35.9	13.9	2.3	1.9	68.6 (60.7)
そ の 他	4.4	8.5	1.4	1.2	4.5	5.0	25.0 (22.3)
計	17.8	15.2	39.5	21.8	11.6	7.0	112.9 (100.0)
借 入 先							
(2) ココア買付会社	9.1	0.9	2.7	5.3	1.8	—	19.8 (17.5)
農民協同組合	2.1	0.9	0.2	1.1	—	—	4.3 (3.9)
仲 買 商・ 高 利 貸 商	4.9	5.0	32.7	13.3	1.9	1.7	59.5 (52.7)
そ の 他	1.7	8.4	3.9	2.1	7.9	5.3	29.3 (25.9)
計	17.8	15.2	39.5	21.8	11.6	7.0	112.9 (100.0)

(出所) Ghana Office of the Government Statistician, *Survey of Population and Budgets of Cocoa Producing Families in the Oda-Swedru-Asamankese Area 1955-56* (Accra, 1958), p. 83.

(注) (1) ココア豆の青田売買。

(2) ボードの子会社。

(3) かつこ内はパーセンテージ。

第5表 ココア農民の負債 (II) (単位: シリング)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計(3)
担 保 物 件							
土 地	0.7	1.0	—	2.4	1.3	0.1	5.5 (6.6)
ココア豆(1)	23.3	19.9	2.8	0.6	0.2	6.8	53.6 (63.6)
そ の 他	10.0	2.4	3.1	0.2	4.1	5.3	25.1 (29.8)
計	34.0	23.3	5.9	3.2	5.6	12.2	84.2 (100.0)
借 入 先							
(2) ココア買付会社	3.8	0.8	—	—	—	0.2	4.8 (5.3)
農民協同組合	7.8	1.0	0.2	—	—	—	9.0 (9.5)
仲 買 商・ 高 利 貸 商	10.6	15.9	2.9	0.1	0.1	2.9	32.5 (34.4)
そ の 他	11.8	5.6	2.8	3.1	5.5	9.1	47.9 (50.8)
計	34.0	23.3	5.9	3.2	5.6	12.2	84.2 (100.0)

(出所) Ghana Office of the Government Statistician, *Survey of Cocoa Producing Families in Ashanti 1956-57* (Accra, 1960), p. 74.

(注) (1) ココア豆の青田売買。

(2) ボードの子会社。

(3) かつこ内はパーセンテージ。

第6表 ココア農民の負債の原因 (単位: シリング)

	オダ・スウェドル・ アサマンケセ地域		アジャンティ地域	
住 宅 等 建 設	125.5	20.9%	354.9	27.1%
農 地 購 入	145.0	24.1	374.7	28.7
自 動 車 購 入	26.0	4.7	50.1	4.0
商 業 資 本 (注)	54.7	9.1	50.6	4.2
訴 訟 費 用	37.3	6.2	103.8	7.9
教 育 費	37.6	6.2	127.0	9.7
冠 婚 葬 祭 他	35.5	5.9	112.8	8.5
そ の 他	137.7	22.9	129.6	9.9
計	599.3	100.0	1303.5	100.0

(出所) Ghana Office of the Government Statistician, pp. 85, 76.

(注) ココア農民がココア以外の農産物を直接販売する場合に必要とされる費用で、運搬費などを含む。

する青田売りによるものが全体の60%強を占めているのである。

一方、農民がどのような理由によって借入金を必要としているのかをみれば、第4表に示されているように、少なくとも借入金の50%以上は住宅

第7表 月別ココア販売先(農家1戸当たり平均)
(単位: 袋=約27kg)
アシャンティ地域(1956~57年)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
ココア買付会社	0.3	1.1	1.7	1.8	1.0	0.9	6.8 (9.8)
農民協同組合	1.1	3.6	6.4	5.8	4.1	2.8	23.8 (34.6)
仲買商人	0.5	3.4	6.4	5.7	3.8	3.4	23.2 (33.7)
高利貸商人	0.5	2.5	4.3	3.8	2.3	1.5	14.9 (21.9)
計	2.4	10.6	18.8	17.1	11.2	8.6	68.7 (100.0)

オダ・スウェドル・アサマンケセ地域(1955~56年)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計*
ココア買付会社	1.27	3.61	4.23	2.55	0.69	0.11	12.46 (35.2)
農民協同組合	0.38	1.23	1.37	1.29	0.30	0.02	4.59 (13.2)
仲買商人	0.52	1.45	2.00	1.18	0.46	0.02	5.63 (15.9)
高利貸商人	0.93	3.10	5.29	2.37	0.81	0.09	12.59 (35.7)
計	3.10	9.39	12.89	7.39	2.26	0.24	35.27 (100.0)

(出所) 第6表と同じ。

(注) *かっこ内はパーセンテージ。

建設や自動車の購入などのような非生産的な支出へ充当されているのである。

このように考えてくれば、少なくとも1950年代中頃までのゴールド・コーストでは、遠く奴隷貿易時代に生み出された消費先行型の経済が温存されてきたといえることができる。

結 語

アフリカ大陸、なかんずく西部のギニア湾沿岸地方を舞台にして行なわれた奴隷貿易について、大多数の人びとは、それを一つの悪夢であったとして忘れ去ろうとしているようである。

しかし、今日のガーナにおいても奴隷貿易時代の亡霊は、消費先行型経済という形で生き残っている。

1870年代のゴールド・コーストのアクワピン地

域へはじめて移入されたココア農業は、農民たちの飽くなき生産意欲に支えられて、きわめて短期間のうちに急速に拡大していった。それは、ポリー・ヒルの言葉を借りるなら「当時のアクワピン農民は資本主義的経営者」であったのである。彼女によって明らかにされたように、アクワピン農民たちは遠くアキム地方にまで進出してココア栽培のための土地を買い求め、ココアの増産を行なってきた。

しかし、かれらがそのような行動をとったのは、奴隷貿易時代に到達した比較的高い消費水準を維持するのに必要な現金所得をうるためであったとすれば、それをもって資本家的な経営態度の現われであるとするのは批判されなければならないであろう。

アクワピン農民は、ココア栽培を拡大するために土地への投資を行なったし、その結果、ゴールド・コーストのココア産出量は急速に増加したのは事実である。しかし、かれらの行動はあくまでも消費先行型経済の枠組の中において行なわれたものであったため、非生産的な消費支出が拡大し、それがココアの青田売りを生み、仲買人や高利貸商人に対する金融的従属の度合を強めていったのである。さらに、かれらがココアの青田売買によって仲買人や高利貸商人たちと結びついていたことによって、ココアの販売ルートについても農民たちは上記の商人たちに強く従属してきたといえる(第7表参照)。

したがって、少なくとも20世紀初頭から第2次大戦直前にいたるまでのあいだに、ゴールド・コーストのココア農業が急速に拡大したのは、ココア農民が仲買商人や高利貸商人などに対してその主体性を喪失し金融的従属の度合を強めていたためであったとすることができる。(調査研究部)